

酸化プロピレン、1,1-ジメチルヒドラジンの作業環境測定 特定化学物質追加に伴う規制強化

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令（平成23年政令第4号）及び労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（平成23年厚生労働省令第5号）により、酸化プロピレン及び1,1-ジメチルヒドラジンが特定化学物質（第二類物質）として規制対象となりました。（施行日:平成23年4月1日）

これにより、対象物を製造・取扱う屋内作業場では、6か月以内ごとに1回、定期の作業環境測定及び評価並びに評価結果に応じた改善が必要となります※1。

日鉄テクノロジー(株)広畑事業所では当物質の作業環境測定については下記の方法にて対応しています。

- ・酸化プロピレン：固体捕集-ガスクロマトグラフ法
 - ・1,1-ジメチルヒドラジン：硫酸含浸フィルター捕集-高速液体クロマトグラフ法
- ※1：平成24年4月1日より適用

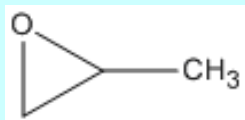
管理濃度

物質	屋内作業※2	屋外作業※3
酸化プロピレン	2 ppm	2 ppm
1,1-ジメチルヒドラジン	0.01 ppm	0.01 ppm

※2 平成23年厚生労働省告示第92号

※3 平成23年基発0329第28号 6. 屋外作業場等における作業環境管理に関するガイドライン関係

物性情報 / 用途

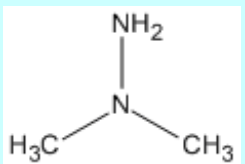


★ 酸化プロピレン

CAS番号 75-56-9 分子量 58.1

沸点 34℃

用途：顔料、医薬品の中間体、殺菌剤の原料等



★ 1,1-ジメチルヒドラジン

CAS番号 57-14-7 分子量 60.1

沸点 63℃

用途：合成繊維・樹脂安定剤、医薬・農薬原料、ミサイル推進剤、界面活性剤 等



ガスクロマトグラフ



高速液体クロマトグラフ